

中日グリーンツーリズムの振興策比較とその課題

程 国慶*

【要 旨】 政府の方がグリーンツーリズムに対してものすごい振興策を推進しているのは、中日両国における共有の特徴である。促進策の細部を比較して、その目標はほぼ同じように農山村地区の現代化を実現することだ。しかし、日本に置ける機械化が実現された農山村の不景気を振興するためと比べて、中国の振興策は農山村民を貧乏の暮らしから脱出する為である。両方の間には、現行の振興策とその目的が随分行き違っていることから、本稿では各国の農山村の経済土台による三つの不同点を掲示した。それより、国際ツーリズムと言えは各国の間に人流の提携が必要である。日本のグリーンツーリズム業では景品が消費できる旅行者を期待しているが、中国ではこれからの振興政策の前途を予想させるものだ。日本側には、現在の消費者の国際化に取り組むことがこれからの政策的な課題になるだろうという課題を提出した。

キーワード； グリーンツーリズム 農村社会 三農問題 国際協力

正文

21世紀に入る前後、紀元が更新されることに見合った変化を学界も遂げねばならないという課題を迎えた。そして、同声にツーリズムのビジネスで課題に含まれた諸問題を解決しようとしたのは、ほぼ、世界的な共同活動になった。ここで、中日両国のグリーンツーリズム振興策の考察を通じてその具合を見よう。

1. グリーンの意味とツーリズム

日本語のグリーンという言葉は英語 Green から導入してきた外来語である。それは緑或いは緑色という意味であることに対しては誰も疑問を持たない。しかし、グリーンをツーリズムの修辞に使うと、グリーンツーリズム (Green-tourism) になる。しかし、中日両国においては違う内容に定義した用語になった。尚、日本でも、グリーンツーリズムの内容が段々拡大されてきたことが今の成り行きにもなってきたようである。ここでは、両国の振興策比較を明晰する為、事実に基づきながらその比較対象を明確にする目的で、グリーンツーリズムということばの実を考察しよう。

1.1 中日両国におけるグリーンツーリズム

2002年9月、アジア・グリーンツーリズム・ネットワーク第6回総会が中国の青島で開

* 中国 青島大学ツーリズム学院

催された。その席で、「21世紀におけるグリーンツーリズム」という論文で公表した「人文グリーンツーリズムは青島において、今の休暇消費形態の進化先であろう」という私見が、一人の専門家から「青島は田舎ではなくて、ここのツーリズムもグリーンツーリズムではなく、都市ツーリズムに属するものだ。」と反撥された。中国社会科学院研究員、アジア・グリーンツーリズム・ネットワークの理事王橋氏は、中国の学界ではグリーンツーリズムとはエコツーリズムとの解釈だと説明したうえ、やっと解った。なるほど、両国の学界には、グリーンツーリズムの概念把握から行き違いがあった。

その反撥が提出した唯一の理由は、日本では、また、ブルーツーリズム・ネットワーク、ホワイトツーリズム・ネットワークがあって、それは、青い海と白い雪山とを考察対象にして、各自のツーリズムの研究を造ってきたネットワークであるからというものであった。

調べると、ブルーツーリズム (blue-tourism) の代表は漁村へGO!¹⁾と遊漁船業法を主とした内容である。ブルー・ツーリズムとは島や沿海部の漁村に滞在し、魅力的で充実したマリンライフの体験を通じて、心と体をリフレッシュさせる余暇活動の総称である。²⁾との意味が解った。

ホワイトツーリズム (White tourism)³⁾ の代表は白い根釧原野の旅⁴⁾とエコツーリズム推進法を主とした内容である。ホワイトツーリズムとはアイデアのおもしろさが大事なのである。

グリーンツーリズムと言う用語は、この背景で誕生した一方、上川農村ホワイト・ツーリズム推進事業には、全く農村のアイデアで、振興策用のグリーンツーリズムと同じ領域の内容ではないかと疑問に成った。

1.2 その語源の考察

ヨーロッパでは農村に滞在しバカンスを過ごすといった余暇の過ごし方が、古くから定着している。⁵⁾それがグリーンツーリズムの源流と言われるのは、日本の研究誌にはよく見られることである。

特に、日本が提唱したグリーンツーリズム推進策が依拠したものは、ヨーロッパ流そのものであった上に、自国の田舎特徴を現したグリーンツーリズムである。

ヨーロッパ諸国では、既に国民の間に定着された、所謂グリーン・ツーリズムが、実に、イギリスでは、ルーラルツーリズム (Rural tourism) やサステイナブルツーリズム (sustainable tourism) と呼ばれ、イタリア、スペイン、オーストリアでは、アグリツーリズム (Agri tourism) とも呼ばれている。何れでも、修辞語としては、ツーリズムの体験対象である。即ち、グリーンツーリズムは、日本の野原の緑を鑑賞、体験させるツーリズムではないか、日本の独特な用語であるという気になった。

¹⁾ <http://www.gyoson-go.com/link/index.html>.

²⁾ 『ブルー・ツーリズムの調査報告』 <http://www.mlit.go.jp/crd/chirit/blue-t/bt.htm>.

³⁾ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/seikatu/touhou.htm>.

⁴⁾ http://www.shiretoko.tk/w_tourism2005.pdf#search=ホワイトツーリズム。

⁵⁾ 同上、<http://www.eic.or.jp/ecoterm/?act=view&serial=682>。

1.3. 振興策用のグリーンツーリズム

「農山漁村地域において自然・文化、農林漁業とのふれ合いや人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。」⁶⁾ というのは、日本国農林水産省がグリーンツーリズムに対する解説である⁶⁾。その代表は、都市と農山漁村共生、対流の模型と農山漁村活性化法を主としているものである。

その同時に、「グリーンツーリズムは、エコ・ツーリズムと違って、何回でも参加できるものを目指すべきである。」⁷⁾ という論議も現状に合っていないように思えるし、問題をはらんでいると思える。

それによれば、グリーンツーリズムと言う用語は、緑豊かな農山漁村が育んできた自然、生活・文化ストックを広く都市の人々に開放し、これら市民が「ゆとり」や「やすらぎ」のある人間性豊かな農山漁村での余暇活動を楽しんでいる。

これより、「緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動の総称。」⁸⁾ というグリーンツーリズムは、行政の振興策に採用された農山漁村ツーリズム活動の専門用語であり、そのキーワードでもあるといえる。

1.4. 本稿の狙った対象

「グリーンツーリズム、エコツーリズム、田舎のツーリズム、ソフトなツーリズムなど、さまざまな表現で見直されている農山村地域におけるツーリズム。厳密にはそれぞれ違いがあるが、共通するのは、地域にある文化や自然を活用して、それらを壊さないで、共生していこうとする観光事業であるということ。“持続可能なツーリズム”という言葉で総称してもいいかもしれない。」⁹⁾ これは、日本のEIC ネット[環境用語集]の「シュバルツバルトの“持続可能なツーリズム”」に対する解説である。

グリーンツーリズムは、矢張り、シュバルツバルトの“持続可能なツーリズム”、或いは、エコなどのツーリズムに取って替わるものではないものとして、グリーンツーリズム独特の特徴を持つ。満目に緑というのがグリーンツーリズム特徴であろう。日本では、田舎に入ると、緑がいっぱいに見えるのは通常であるが、しかし、中国では、南方ではそれはそうだろうが、膨大な北方地方では、一年の中で半年以上は緑が見えないようである。元の環境に戻れなくなっており緑も失ってしまったという考えは今の人がよく解るようである。それで、両方はお互いに類似用語になった。

以上の特徴によっては、中国には、グリーンツーリズムがないといっても過言ではない。しかし、エコツーリズムの外に、農山漁村におけるツーリズムとする田舎ツーリズムといった共通性をもつものが、中国にある。それは中国の現場では「郷村ツーリズム」(Rural tourism) という。イギリスのルーラルツーリズムと全く一緒である。

⁶⁾ http://www.maff.go.jp/j/use/tec_term/k.html#k57 ; http://www.maff.go.jp/j/use/tec_term/k.html#k57。

⁷⁾ 『政策評価に関するワークショップの実施』(中) ;

<http://www.maff.go.jp/primaff/kenkyu/gaiyo/AFFPRI/pdf/repo53.pdf>。

⁸⁾ 『EIC ネット[環境用語集]』 <http://www.eic.or.jp/ecoterm/?act=view&serial=682>。

⁹⁾ <http://www.eic.or.jp/library/pickup/pu051117.html>。

本稿には、考察の対象は農山漁村におけるツーリズムの振興策であるから、日本の農林水産省に定義されたグリーンツーリズムという用語を採用する。中国のルーラルツーリズムとその政策の比較検討をして行こうと思う。

2. 日本におけるグリーンツーリズムの振興策

グリーンツーリズム振興策は日本の社会問題を解決するために発足したことが、段々明らかになってきた。それは、日本の少子高齢化の進展と共に、暮らし方・働き方の変化などが段々、人々の生活の中に生まれてきた潜在的需要がさまざま、グリーンツーリズムはその一つである。

2.1 農村問題と対策

「観光立国推進基本法」の前文には、「我が国において世界に例を見ない水準の少子高齢社会の到来」とあり、実には、一言で人口の「空巢化」¹⁰⁾とされており、日本農村から始まった現象であった。

その当時、日本の工業発展が速くて、農村から労働力の補充が必要であって、農村の労働力は大都市に進出して行った。「農村においては、過疎化・高齢化・混住化等の進展により農業生産活動の停滞・後退や集落機能の低下がみられた。」

地方では、都市と同じように、産業化を手段として、人口の「空巢化」を防ぐための対策が採られた時代があった。それは、1993年以前のことであった。しかし、バブル経済が崩壊して、農山漁村におけるリゾート開発が破綻し始めたと共に、工業的産業化の夢も化けた泡のように蒸発になった。

農村人口の「空巢」が起って、「過疎化・高齢化・混住化等の進展により農業生産活動の停滞・後退や集落機能の低下がみられ、農地・農業用水等の資源の適切な保安全管理が困難になりつつあるなど、多面的機能の発揮に支障が生じる事態が懸念されている。」それに対し、平成12年度からは、中山間地域等を対象に、平野部との生産条件の格差を補正する直接支払制度を導入し、耕作放棄地の発生の防止等の面で成果を上げているところである。

2.2 日本型のグリーンツーリズムの提唱

ヨーロッパの大規模田作と放牧型畜産を主とした田舎の経済形態において消費ニーズに乗って自然になったグリーンツーリズムと比べて、日本では、北海道を除いて、外の地方では零細な水田作のような純農業形態による異なる経済形態であるから、欧州用のグリーンツーリズムは新たに企画して推進されざるをえず、政府主導で行なわれることになった。

1993年、「農山漁村でゆとりある休暇を」¹¹⁾。

¹⁰⁾ 首藤明和、落合恵美子、小林一穂編著『分岐する現代中国家族』明石書店出版 第8章第三節「世帯の「空巢化」と独居老人」。

¹¹⁾ 『グリーンツーリズムのモデル整備構想の策定と推進手法の調査研究』。

1994年、「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」の制定¹²⁾。

本法に基づく市町村計画に係る自然景観等の保全、都市農村交流施設の整備等を推進することにより農家民宿開業の条件整備等が図られており、また、本法に基づき指定された(財)農林漁業体験協会が登録した農家民宿に対して研修会、講習会等の指導・支援活動等を実施することは、利用者の利便を増進し、地域との連携を図ることにより、農家民宿の1軒当たりの宿泊者数の増加を図るものであり、重要な政策手段である。¹³⁾

1995年、(財)農林漁業体験協会による民宿の登録制度の発足。

1998年、農政改革大綱¹⁴⁾と農政改革プログラム¹⁵⁾では、都市住民のニーズに対応した農業・農村の振興策として、「グリーンツーリズムの国民運動としての定着に向けたソフト・ハード両面からの条件整備」を明確した。

1999年、食料、農業、農村基本法¹⁶⁾34条は振興策として、初めて「農業の振興その他農村の総合的な振興に関する施策を計画的に推進するものとする」を提唱した。「国は、地域の農業の健全な発展を図るとともに、景観が優れ、豊かで住みよい農村とするため、地域の特性に応じた農業生産の基盤の整備と交通、情報通信、衛生、教育、文化等の生活環境の整備その他の福祉の向上とを総合的に推進するよう、必要な施策を講ずるものとする。」農村観光策といえるだろう。

2000年、食料、農業、農村基本計画¹⁷⁾では、(1)農村の総合的な振興としては、「農業振興地域整備法に基づく農業振興地域制度の適切な運用を通じ、農村における土地の農業上の利用と他の利用との適切な調整を図る。また、地域の特色を生かした農産物、加工食品等の開発及び提供、地域資源を活用した内発型の地場産業の振興、農村への工業、物流業等の計画的な導入、多様で個性的な観光資源の提供等の取組を推進するとともに、高度な情報通信基盤の活用等による立地自由度の高い産業の導入等を促進し、農村における就業機会の確保に資する。」こと。(2)中山間地域等の振興の一部分としては、「地域の観光資源の活用と地場産業の一体的振興、立地自由度の高い産業の導入等により、就業機会の増大を図る。」こと。(3)都市と農村の交流等の促進のために、「農村における滞在型の余暇活動(グリーン・ツーリズム)の推進、農産物の産地直売を契機とする農業体験等の促進その他都市と農村との交流機会の確保や交流の場の整備等により、都市と農村の交流の促進を図る。」こと。および、2005年の修正案では「農村における都市と農村の交流の促進活動が都市の学校関係者、食品関係企業、自然体験活動に取り組むNPO等

¹²⁾ 『農村休暇法』法律第46号。

¹³⁾ 『政策評価結果書』, 平成13年2月28日(最終改訂同年6月19日)。

¹⁴⁾ <http://www.maff.go.jp/taikou/taikou/taikou00.html>。

¹⁵⁾ <http://www.maff.go.jp/taikou/prog/prog00.html>。

¹⁶⁾ (平成十一年七月十六日法律第百六号)最終改正:平成一五年六月一日法律第七三号。(平成十一年七月十六日法律第百六号)最終改正:平成一五年六月一日法律第七三号。

¹⁷⁾ <http://www.maff.go.jp/soshiki/kambou/kikaku/kihonkeikaku.html>。

と、農村の地方公共団体や農業団体等の連携による都市と農村の相互の情報発信の強化や、農業・農村体験の提供等¹⁸⁾を明確した。

グリーンツーリズムが、以上のようにだんだんと明確にされたが、何れにしても、この間では、食料、農業、農村との三農問題（以下に“日本の三農問題”と略称）が段々と現わになって、耕地を再利用するためにグリーンツーリズムを提唱していた段階であった。日本の三農問題を解決する手段としたグリーンツーリズム振興と言えるであろう。

2.3 観光立国推進策に乗ったグリーンツーリズム

2002年、観光立国が初めて総理施政方針演説に取り上げる観光振興は内閣の主要政策課題となった。¹⁹⁾ ツーリズムに関しては、次の振興策が出来て来た。

国交省、グローバル観光戦略の推進策。

国交省、ビジットジャパンキャンペーン促進策。

農水産省、都市と農山漁村の共生・対流推進策。

文科省、ゆとり休暇の取得促進策。

それから、これらの実施目標が合わさって、観光立国の枠組みを成し、観光立国と連携したグリーン・ツーリズムの取組を推進することになる。²⁰⁾

2003年1月、日本国の観光立国としての基本的なあり方を検討するため観光立国懇談会を開催することを決め、その直後の第156回国会の施政方針演説において、日本を訪れる外国人旅行者を2010（平成22）年に倍増させることを目標として掲げた。

2007年1月には観光立国推進基本法が、施行されるとともに、同年6月には、観光立国に向けての総合的かつ計画的な推進を図るため観光立国推進基本計画が閣議決定された。

これから、①国を挙げて観光立国を推進することを発信するとともに、観光交流拡大に関する外国政府との交渉を効果的に行うこと。②観光立国に関する数値目標の実現にリーダーシップを発揮して、関係省庁への調整・働きかけを強力に行うこと。③政府が一体となって「住んでよし、訪れてよしの国づくり」に取り組むことを発信するとともに、地方公共団体・民間の観光地づくりの取組を強力に支援すること。④国土交通省に観光庁を設置し、観光立国を総合的かつ計画的に推進することとした。

2008年、「国土交通省設置法等の一部を改正する法律」によって、同年10月1日に国土交通省に観光庁が設置されることになった。

以上の観光立国を宗旨としていた行政改革を行ったと伴に、グリーンツーリズムも地域

¹⁸⁾ 『食料・農業・農村基本計画』第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 3-1 (3) ア平成17年3月。

¹⁹⁾ 観光立国政策提言、「現れ出でよ第二の土光さん小泉観光立国」
http://www.kanko-rikkoku.net/index.asp? patten_cd=12&page_no=61。

²⁰⁾ 『食料・農業・農村基本計画』第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 3-1 (3) ア平成17年3月。

経済振興策或いは産業振興策の手段としていた時代から、国の振興政策の一部分の形に移行した。

その代表的な手段は北海道の産業促進策用と山口県の地域振興策用とのグリーンツーリズム推進方法である。

2.4. 体験経済と田舎景観の促進策

2007年8月10日から13日まで、青島大学と下関大学との共同研究の一環とした現場調査を完成する為に、下関大学の先生と学生とのご案内で山口県のグリーンツーリズム試験農家を訪問した。そこで、グリーンツーリズム実務を見学した。

まず、阿武町の漁家民宿「浜の小屋」に宿泊した。ご主人夫婦が大都市から戻ってきた人間であって、都市らしいの田舎ツーリズムクラブの形を採用して、多目的小屋、海岸宿泊小屋、海産料理屋、漁村散策とその物語などを体験させて下さった。しかし、ご自分の主業は漁業であって、海上遊覧とか漁業体験とかは一切手がけていないという答えを聞いた。ご家族は、伝統的産業の規則を守っていることを感じられたし、その界を越えないようにグリーンツーリズムを経営しているのがこの漁家の実情である。それで、このグリーンツーリズム試験漁家は漁業多様化から漁業振興という目的ではなくて、グリーンツーリズムを振興している様子を見せてくれた。

その次、同じ阿武町の農家民宿「樵屋」を訪ねた。ここでは、山口県内第1号の農家民宿で、ご主人が山林作業の事故に傷害されて、車椅子に乗って自家の経験を紹介してくれた。里山にお住まいでその周りには、東台山、西台山、飯谷山など、17以上の山に囲まれて、中年ご夫婦の本業は農業なので、畑では白菜やチンゲンサイ、レタスなどを栽培している。親と子供と一緒に山林の中で暮らしている山林民家である。2005年から、「空き家」と売れない山林を利用して、「樵屋」という農家民宿を経営してきた。そのメニューから見れば、農作業、山菜採り、昆虫採集、星空観察などができる。でも、私は「島根県立大学あったか村で思い出づくりの作業」と書き遺していた自造木製小屋に感心させられた。ツーリズムの基本規律は、森の奥に擱いてある体験者の手で作り上げたこの木製小屋にこそ具現化されている。「ここでは自分たちの家は自分たちの手で造ります」という景品として、次に来た体験者によって再利用されることによって価値が発揮される。



これは新しいタイプの空き家であって、21世紀の国民経済にとっては、社会的な労働価値を含んだものであって、これこそ人口の「空巢化」によってもたらされた空き家本来の役割だろうと確信した。これを透って、グリーンツーリズム推進策或いは観光立国推進策の秘訣が見えるようになった。

以上は、日本観光立国の目標に対するグリーンツーリズム推進策の実績である。日本のグリーンツーリズム振興策は田舎を景観に変える促成策であると言っても言い過ぎではな

いだろう。

3. 中国におけるグリーンツーリズムの振興策

1978年、中国の経済改革はご承知のように、農村から始まったことである。ツーリズムの場合も、ほぼ同じであった。中国の名勝、例え、敦煌石窟、万里長城、明十三陵、四子王草原、雲岡石窟などの半分以上が田舎にあるので、ツーリズムが農村の自由化にチャンスを持ってきたと言っても過言ではない。しかし、グリーンツーリズムと言われる“農家楽”の発足は中国の三農振興策として提唱されたことで、それは1998年のことであった。

3.1 中国の三農問題とその対策

日本における食料、農村、農業という三農問題とは違って、中国では、農民、農村、農業と所謂“三農”問題（以下に“中国の三農問題”と略称）が中国政府に特に注目されたことであった。問題を解決する政策も、1982年から1986年まで、2004年から2008年まで、二回分けて五年連続に毎年“一号”国策を公布して実施してきた。合わせて十年のことになり、中国の農村改革の歴史に“十部一号指針”という専門用語も出てきた。

実践は▽農業の基礎的な地位を固め、強化し、10数億人の食料問題の解決を常に国政の最優先事項とすること▽農民の權益を適切に保障し、数多くの農民の根本利益を常にあらゆる農村事業の出発点・立脚点とすること▽農村社会の生産力を不断に解放し、発展させ、改革と革新を常に農村発展の根本的な原動力とすること▽都市部と農村部の経済・社会の発展を統合的に計画し、新しいタイプの工業と農業、都市部と農村部の関係を常に現代化の加速における重大な戦略とすること▽共産党による農村事業の管理を堅持し、農村事業への党の指導の強化・改善を常に農村改革・発展の推進における政治的な保証とすること——が必須であるとした。

第一回の五年連続的農山村経済振興策指針は1982年から1986年までであった。

(1) 1982年1月1日、中国中央政府は1981年12月に開いた『全国の農村仕事会議』の要綱²¹⁾を採用し、毎年農村振興指針としたことは、1982年04月06日の『人民日報』で公布した。その中で、初めて“耕地とその耕作とも農家に請け負い”という“双請け負い制”²²⁾を明確して、農業政策が一層緩和された。これは、“三農”問題に関わって、初めての一号指針²³⁾だと言われてきた。

(2) 1983年1月2日、中国中央政府は『農村経済政策における若干問題について』²⁴⁾

²¹⁾ 《一九八一年十二月全国农村工作会议纪要》(1982年1月1日, 中发[1982]1号批转)
<http://cpc.people.com.cn/GB/64162/135439/8134100.html>.

²²⁾ 原文では『包产到户、包干到户』ということである。

²³⁾ <http://cpc.people.com.cn/GB/64093/95111/95113/8141900.html>.

²⁴⁾ 《当前农村经济政策的若干问题》(1983年1月2日, 中发[1983]1号印发)
<http://cpc.people.com.cn/GB/64162/135439/8134114.html>.

第一号指針を正式に公布した。それは、三農問題に関わる二番目²⁵⁾の中央一号指針と言われている。その骨子は、人民公社と村役所とは両立することと、農業生産は徹底的に農家化になる制度を明確にした。それで、農村社会の上部構造が人間本来のあるべき姿に戻る様子が見られるようになった。

(3) 1984年1月1日に中央政府に採用された『1984年度の農村ビジネスの知らせ』²⁶⁾は1984年06月12日の人民日報で公布した。それは、三農問題に関わる三番目の中央一号指針だと言われてきた。中には、1982年から実行してきた“双請け負い制度”を長期化にすることと、農村社会の安定化とはこれからの中心的任務だという主張を明確した。

(4) 四番目の中央一号指針は、1985年03月25日の人民日報で公布した『中国共産党中央、国務院が農村経済を一層活発させる十大推進策』²⁷⁾である。30年以上実行してきた農産品とする食料、綿花などの統一に購入することや統一に商売をすることが廃棄された。それから農村の産業構造に対して、調整を行うテンポが始まってきた。

(5) 五番目の中央一号指針とした、1986年1月1日に中央政府に採用された『国務院の1986年度農村の仕事の配置に関して』²⁸⁾は、1986年02月23日の人民日報で公布した。農村改革をより具体的より詳細にし、農業の国民経済における地位を正しくする主張を明確化した。

それから、十八年後の2004年では、中央政府の年度一号指針がもう一度(二回目)三農問題にロックされた。それから、今の2008年まで、もう五年続いてきた農山村経済振興策指針にした。

(1) 2004年02月09日の人民日報では、2004年度『中国共産党中央と国務院が農民の収入を向上する促進策に関する若干の意見』²⁹⁾という年度の指針を公布した。これは、第二回の一号指針の初めと言われ、六番目の中央一号指針とも言われてきた。指針では、中国の歴史における初めて、「農業税と農林特産税とを免ずる」こと、「食糧生産に補助金」、「優良品種採用に助成金」、「農業用機械の購入に援助金」を実施することによって直接に農家へ渡ることにするという主張は、年末には殆ど法律化された。それで、体制上から農民の負担を安定的に軽減させた。食糧流通体制の市場化改革を大々的に推進し、農民の生産・生活条件を改善したことから、農業基盤が増強された。

(2) 2005年01月31日、中国共産党中央と国務院は人民日報で『農業の総合的生産能

²⁵⁾ <http://cpc.people.com.cn/GB/64093/95111/95113/8141900.html>。以下に同じ。

²⁶⁾ 《中共中央关于一九八四年农村工作的通知》(1984年1月1日,中发[1984]1号)<http://cpc.people.com.cn/GB/64162/135439/8134254.html>。

²⁷⁾ 《中共中央、国务院关于进一步活跃农村经济的十项政策》(1985年1月1日,中发[1985]1号)<http://cpc.people.com.cn/GB/64162/135439/8134263.html>。

²⁸⁾ 《中共中央、国务院关于一九八六年农村工作的部署》(1986年1月1日,中发[1986]1号)<http://cpc.people.com.cn/GB/64162/135439/8134318.html>。

²⁹⁾ 《中共中央国务院关于促进农民增加收入若干政策的意见》(2003年12月31日,中发[2004]1号)<http://cpc.people.com.cn/GB/64162/135439/8134446.html>。

力をいっそう向上するために農村の仕事を強化する若干の政策についての意見』³⁰⁾を公布した。10月11日、党の第16期中央委員会第5回総会は「国民経済と社会発展の第11次五カ年計画の制定に関する中共中央の建議」を採択し、今後5年の中国の経済・社会発展の努力目標と行動綱領を明確にし、社会主義新農村の建設という重要な歴史的任務を提起して、「三農（農業・農村・農民）」事業の当面の方向性を明らかにした。12月29日の第10期全国人民代表大会（全人代）常務委員会第19回会議で「中華人民共和国農業税条例の廃止に関する決定」が採択された。新中国で50年近く施行されてきた農業税条例が廃止され、2000年以上にわたり中国農民に課せられてきた税に終止符が打たれた。農業税条例の廃止によって、「三農（農業・農村・農民）」問題の解決は新たな歴史的起点に立った。

(3) 2006年度の中央“一号指針”は中国中央政府に2006年1月1日に採用された『社会主義新農村建設の推進に関する若干の意見』³¹⁾である。それは、中国共産党第十六回五次中央委員全体会議で提出した「歴史的に社会主義新農村を建設する任務」を実現するために、都市部が農村へ援助して、基礎施設の建設を強化しようとする促進策が2006.02.21の人民日報で公布した。

(4) 2007年01月29日、中共中央と国务院が新华社を通して『積極的に現代農業の発展と社会主義新農村の建設とを確実に推進する政策に関する若干の意見』³²⁾を公布した。現代農業の発展においては、合作経済組織を力強く育成し、財政補助・金融支援・税の減免などこれに伴う改革措置もさらに推進しなければならない。中国的な家族経営農業を現代化の軌道に乗せるためには、農業の社会化サービスシステムの構築を加速することが必須だと指摘したことが新华社のウェブサイト「新華網」が伝えた。

(5) 2008年1月30日、中共中央と国务院に2007年12月31日に採用された『農村総合改革は、制度面から農業の基礎を固め、農業の発展と農民の増収を効果的に促進することに関する若干の意見』³³⁾は新华社より公布された。その中では、農村機構の改革を進め、農村政府の機能を変えるなど農村改革を進め、農業や農村によりいいサービスを提供すると共に、山林の所有権の改革をさらに推し進めていき、今の4000万ヘクタールの集団所属の山林について所有権改革を行い、個人経営に変え、農業を中国の特徴を持つ現代化させることを明確した。

2008年10月、中国共産党の第17期中央委員会第3回総会（3中全会）が9日から12日まで北京で開かれた。総会は中央政治局の委託で胡錦濤総書記が行った活動報告を討議

³⁰⁾ 《中共中央国务院关于进一步加强农村工作 提高农业综合生产能力若干政策的意见》（2004年12月31日，中发[2005]1号）<http://cpc.people.com.cn/GB/64162/135439/8134453.html>。

³¹⁾ 《中共中央国务院关于推进社会主义新农村建设的若干意见》（2005年12月31日，中发[2006]1号）<http://cpc.people.com.cn/GB/64162/135439/8134462.html>。

³²⁾ 《中共中央国务院关于积极发展现代农业扎实推进社会主义新农村建设的若干意见》（2006年12月31日，中发[2007]1号）<http://cpc.people.com.cn/GB/64162/135439/8134462.html>。

³³⁾ 《中共中央国务院关于切实加强农业基础建设 进一步促进农业发展农民增收的若干意见》（2007年12月31日，中发[2008]1号）<http://cpc.people.com.cn/GB/64162/135439/8134480.html>。

し、「農村改革・発展の推進の若干の問題に関する中共中央の決定」を審議・採択した。「社会主義新農村の建設、都市部と農村部の経済・社会発展の一体化の新構造を築くには、農村への公共財政のカバー範囲を拡大し、農村の公共事業を発展させ、数多くの農民に教育、収入、医療、高齢者支援、住居を保障しなければならない。農村の文化を繁栄・発展させ、農村の教育事業の成功に力を注ぎ、農村の医療衛生事業の発展を促進し、農村の社会保障制度を整備し、農村のインフラ・環境整備を強化し、農村の貧困扶助と開発を推進し、農村の災害対応能力の整備を強化し、農村の社会管理を強化しなければならない」と指摘した。

2004年から2008年までの五つの毎年の“一号指針”の中心は、都市が農村へ援助、工業が農業に恩返しをすることである。2006年から免じた税金は年に500億元で、2008年まで、中央政府の三農への投資は5625億元になった。

過去30年を振り返ると、中国の農村改革は着実に、たゆまず、深く邁進してきた。第1歩として、各農家の経営請負制を柱に、基本的な経済制度と市場システムを構築し、農民の生産経営自主権を保障し、農村市場経済の基礎を打ち立てた。第2歩として、農村税制改革を柱に、国民の所得分配を調整した。現在は農村の上部構造の改革を柱に、総合的な改革を行い、農村の上部構造と経済的土台の不適合という深いレベルの問題を解決し、さらに素晴らしい社会主義新農村の建設に力を入れている。

都市部と農村部の経済・社会の統合的発展という重要な戦略、党中央が5年連続で出した農業・農村事業の指導に関する1号指針、一里塚としての、また時代を画す意義を持つ農村支援策は、農民の農作業への積極性を喚起し、農業は5年連続で豊作を迎えた。林権制度改革の全面的な推進により、農民が山林の主人となり、深い眠りにあった荒れ山が生命の息吹を取り戻した。総合的な農業生産力の強化は、農村の繁栄に礎を築いた。農村の総合改革も、新農村建設に素晴らしい未来を示した。

それは、グリーンツーリズムの基礎になったことであろう。

3.2 グリーンツーリズムの発足

「農家楽」は農村生態景観、農村文化及び農民の農業生活を基に、それぞれの農家を接客単位として、お客に食事、宿泊、娯楽やお土産などを提供し、農家体験できる観光である。20世紀90年代末、エコツーリズム観念と「脱貧致富」政策により、「農家楽」は農村観光の典型として中国の山東省で流行ってきた。

「農家楽」と比べ、沿海漁村「漁家楽」はもっと人気を呼んでいる。大都市の近郊には、経済発展がより早く、科学技術レベルがより高いので、観光農業をするのが最新の潮流になった。ビニルハウスで、季節に関係なく、トマト、キュウリ、ピーマンなどが獲れる。まだ、野菜の栽培方法も変わってきた。もともと土の上で栽培されていた野菜は客が観賞しやすく、取りやすくするために棚に架けられる。農園で多くの有機農作物が作られている。中に無土壌栽培で作られるものも数多くある。見学した後に新鮮な野菜も買える。食事、宿泊と娯楽施設が設けられる農園もある。人々は農園で楽しい時間が過ごせる。

2005年11月8日に第一回「中国農村観光節」が安徽省黄山市黟县宏村镇宏村で開催された。黟县は黄山の南麓にあり、2200年の歴史を持ち町である。史上には古徽州の領地であって、昔の古跡である宏村、西递、南屏、芙蓉、塔川など有名な村落は中国の民俗文化観光名所になっている。

広州市観光局と質量技術管理局は、2008年8月28日に黄埔区长洲島凌氏広場で「広州市特色農村観光区（点）のサービスに関する規則」を公表した。

ここで、「農家楽」、「農村観光」と言われていることは日本のグリーンツーリズムに似ているだろう。

3.3 グリーンツーリズムの推進策

中国は農業大国であり、農業社会の歴史が長い。さらに少数民族が住んでいる田舎は前工業社会形態がそのまま残っているので、豊富な民俗文化と民族文化を持つのは中国のグリーンツーリズムの優位的な条件を持っていることになる。しかし、政府からグリーンツーリズムの発展を提唱するのは、2004年胡錦濤総書記は上海崇明島農業を視察した後、「農業観光、生態観光を発展し、農民の収入を確保する」と発言したことからであった。その後、2005年、国務院副総理呉儀は全国観光会議で「観光発展には新しい道を開くべきであり、観光と三農問題の解決と結び付く必要があり、積極的に農村観光資源を開発し、グリーンツーリズムの推進に力を入れるべきである」と発言した。2006年、我が国は「十一五計画」で、社会主義新農村の建設を推進する際に、休暇観光農業を発展すべきと打ち出した。

グリーンツーリズムを推進するために国家観光局も次々に政策を出した。

1998年、国家観光局は「華夏城郷遊」をテーマとして打ち出し、「農家飯を賞味し、農家園で宿泊し、畑仕事をし、農村景色を觀賞し、農家楽を楽しむ」をスローガンにして、休暇農業の発展を促進した。

1999年、国家観光局は「生態観光年」をテーマとして打ち出した。全国各地はこれをきっかけにして、農村生態環境を保護し、利用し、グリーンツーリズムを展開した。これにより、グリーンツーリズムはより一層促進された。

2001年、国家観光局はグリーンツーリズムの促進を当年度の重点として位置づけた。山東、江蘇、浙江など省での調査研究を通じて、「農村観光発展マニュアル」を公表した。年末に、第一陣農業観光モデルリストも公表した。

2002年初、国家旅游局は正式的にグリーンツーリズム促進を提唱した。同時に『全国農業観光モデル検査標準(試行)』（以下に『標準』と略称）を發表し実施した。『標準』は全国農業観光模範を始め、農業観光商品の規範化、専門化および市場化とその水準を高めることに根拠を提供した。

2004年、国家観光局は全国グリーンツーリズムモデルの評定基準に基づいて受け入れる人数と旅行利益、商品、施設、管理、経営、安全、可進入性、発展する潜在性など10方面から全国で203個観光モデル地区を選出し、指定した。

2006年初、国家旅游局は当年度の全国観光テーマを“中国農村観光年”と確定した。そのスローガンは“新農村、新観光、新体験、新風尚”である。各地の観光管理部门と各種観光企業に“観光業で新農村建設を促進する”を各地区の観光業発展の重要な目標の一つとすべきだと要求した。

2006年7月、全国観光会議を開き、「農村観光発展促進に関する意見」を出した。中にはわが国の農村観光資源が豊富で、生態環境が良く、民俗文化財も豊富だと述べた。これらの優勢を利用して農村観光を促進することは社会主義新農村建設にとってひとつの有効的な手段である。

2007年4月、国家観光局と農業部と共同で全国農村観光発展を大力的に促進するについて通知を出した。農村観光を発展させる指导思想、基本原則と仕事要求を提出した。農村観光と農業観光の発展を有効的に促進した。

2008年、中央“一号文件”³⁴⁾の中で「非農業の就職を通じて、収入を増やし、郷鎮企業、家庭工業、農村観光など発展レベルを高め、地域経済発展を推進し、農民工の都市での就職環境と地元に戻り創業する環境を改善する」と述べた。これらはより一層農村観光の発展に力強く政策的な支持を提供した。

以上のグリーンツーリズム促進策に就いては、中国では、今までも、三農問題及び現代農業を作りあける為に、グリーンツーリズム振興策を造ったのであった。

3.4 農民収入多様化の推進策

農村観光の発展に一方では農村社会経済の全面的な発展を促進し、農民の収入を増やした。農村産業構造の調整を促進し、農村の就職機会を増やし、ある程度で農村の余剰労働力の問題を解決した。もう一方では農村の生産と生活の環境を改善し農民たちの生活方式と生産経営観念上の転換も促進した。同時に、経済的な交流が成功することと提携することは都市と農村地域の格差を縮小することにもつながる。その推進策は農民の収入増加が出来る為に、農業の行政部門が農業多様化経営を導き、旅遊部門が観光者と旅行社の経営を農村へ誘導した様子が見えた。

4. その違った点は社会形態によるもの

以上の紹介で、中日グリーンツーリズムに関する振興策は大体に解ってきた。その共通点は、両国でもほぼ同じように、田舎へのツーリズムの発展を促進する政策で農山村経済を振興するためである。利用されたツーリズムと、そのツーリズム先とする農業、農村、農家とは全く同じであった。でも、日本の農家には自分の工房を持つことと農具が機械化されたことは普通であることと比べると、中国の側にはそれが一切ない農家は普通である。両方の違いは社会形態にあることは明らかだろう。それと共に、促進政策の課題が見えて

³⁴⁾ 《中共中央国务院关于切实加强农业基础设施建设进一步促进农业发展农民增收的若干意见》
<http://nc.people.com.cn/GB/6843047.html>.

くるはずである。

4.1. 体験経済時代の基礎と中国におけるグリーンツーリズムの課題

日本のグリーンツーリズムから、印象深いものは体験である。その体験の結果は次の旅行者の見物になるほどの景品である。これと比べると、中国における農家楽では、体験はそれなりにあるが、しかし、景品になるほどではないのが現実である。

農家、農村、農業などの景観化は中国のグリーンツーリズムが現代農業の建設に役立てるのに推進すべく一歩であろう。

社会福祉制度の基礎としての社会保障は、中国に置いて、都市の戸籍を有している人しかカバーしていないのは、今までの体制の主流である。

中国人口網が、2004年に発表したデータによると、中国の農村人口は75,705万人であって、国の総人口の58.24%を占めている。2007年末に72,750万人であって、55.10%を占めている。つまり、半分以上の国民は社会保障システムの外に遊離している。

それに、社会保障体系の改革プロセスは、国民経済の高速発展を直面している。無保障の社会階層はだんだん落後し、つれて貧富の格差が大きくなって、厳しい問題になったり、国民福利保障の有効性にしても、今の社会文明の発展にとって、現在の社会保障体系がその最大な障害になったりしていることは確信できる。

現状を改善するために、1991年1月に国务院が山東省で試行した上で、1992年に『県の農民養老保険の基本案』³⁵⁾を公布して、全国で実行してきた。それで、親族内の矛盾が社会的な問題に成ることが少なくなった。

それに応じて、その半分以上の国民に基本保険の恵みを受けられる為に、社会保障体系の恵みを速やかに全民に与えて、労働保険体系と一体化に達しようとする主張が社会各領域から注目された。しかし、農民の所属する企業が課題になった。

周知のように、都市と農村との社会保障システムが制度上に両立していたことは、嘗て各先進国が福祉社会に入る前に通常にとった社会保障対策である。発展途上国としての中国の社会保障の課題は、農村のために独自の制度として、都市の福祉制度と両立されたことを解決することではなくて、無保障状態に遊離している農村国民のために、中国の国情に見合った科学的な農民保障システムを立てる路を探ることがその課題こそであろう。

4.2. グリーンツーリズムと中国における農村福祉制度

消費されるかされないかはツーリズムで営利を獲るかえないかを左右する。グリーンツーリズムでも同じように他の商品とは違って消費されなければ営利もできないはずである。しかし、消費者の安定に合い着きに来れるかどうかは何時もの問題である。それで、農業の収穫と同じように不安定性を持つグリーンツーリズムの発展は、福祉制度の保障がなければ実現できないことだと思う。社会福祉制度の基礎としての社会保障は、中国に置いては、都市の戸籍を有している人しかカバーしていないのは、今までの体制の主流である。

³⁵⁾ 民办发[1992]2号。

国、集団、農民個人と共に出資し、合理的に負担する農村の養老と農村医療保険制度を逐次推し進め、農村の貧困脱却扶助政策とその他の民政補助政策を結び付け、農民の最低生活保障制度を試行しなければならないとは、2003年の一号指針に指摘したことであったが、今でも普及にならなかった現状は、その発展の欠点としては、中国のグリーンツーリズムが避けないことでもある。

2003年、グリーンツーリズムを試みるために、青島ローザン町の大河東という村で、実験室を設けた。実験会員を募集した時、家庭の生計状況をしらべていた。そのことから会員の最大の希望を選ぶと、農家の作業システムを企画し、実験室の経営システムを組み立ててみると、農村人口は都市の福祉システムに加入したいと考えていることがわかった。しかし、この実験室は会員と雇用関係ではない。唯一な労働保険システムに入れるかどうかは、その問題として、解決出来そうにない。

したがって、グリーンツーリズムの経営システムが農村福利保障体系と合流することは、中国のグリーンツーリズム促進政策にとって極めて重要な課題である。

4.3. 田舎或いはグリーン・ツーリズムの要肝

中国の農家楽で体験できるものと、日本の阿武町の農家民宿「樵屋」で体験になったものとは、随分違うものであるだろう。その違いが両国政府に採用された水準を異にする振興策からも見えた。中日両国の経済発展テンポによれば、中国の農家楽は農家の生活体験である。それと比べれば、日本の田舎では、旅行者が農山村のグリーン産業を体験するツーリズムだろう。したがって、両方の田舎ツーリズムに定義すれば、農家楽は工業時代初期に当たる農家生活を体験したことと言え、阿武町の農家民宿「樵屋」は農林産業体験ツーリズムだと言えるだろう。

体験を生産した能力の違う世代性が現れてきたけど、体験は、田舎或いはグリーンツーリズムの要肝だということは、中国の例でも、日本の例でも見えたことである。

4.4. 中日グリーンツーリズム国際協力の課題

ツーリズム業は工業の主流特徴である商品化を実現できないし、グリーンツーリズムも農業の主流作業方法を変更している。その上に、中日両国において、各自の国情によって相異なるツーリズムの遣りかたを取っているが、三農問題対策の措置にした点では一致している。

しかし、以上の振興策から現れた違いが下記の方面に見えた。

1. 消費者が田舎体験できることを両国の振興策で強調しているが、しかし、体験の内容は違っている。日本での体験の対象は農業であり、それから現れたグリーンツーリズムを農産物の主流にしようとしている。中国の農家楽における体験は、殆ど食事しかない。休暇の一種として、農村振興に役立つはずだが、あくまでもツーリズム業務の小さな一部でしかない。

2. グリーンツーリズムを振興する目的は、農業は食料を生産する性能が工業がそれを替わ

らない独特を保全すると伴に、農業の現代化を実現するためである。ツーリズムが三農を主導するか？三農がツーリズムを主導するか？ということに違いがある。前者は日本国の国策である。後者は中国の方で採られた指針の主旨である。

3. 工業化に洗礼された日本農業と比べて、中国におけるそのぐらいの農業はこれからのことである。

したがって、グリーンツーリズムで国際協力することは、実に、農業現代化の為にお互いに協力する意義多いことである。

同時に、グリーンツーリズムの本質も現れた。

それは、グリーンツーリズムが、農産物と同じように、消費できる製品だという本質をもつものであるということだ。この本質が具現化されたのが、島根県立大学の学生が「樵屋」で自造した木製小屋である。あくまでも商品にならない、或いは商品性を避ける景品になるものが重要だといえるだろう。

したがって、グリーンツーリズムの橋を掛けて、各国が三農問題或いは農業現代化を実現する為にグリーンツーリズムを通じて現代化の要素を明確にすることこそが役に立つ振興策を創るための要肝であり、今日のグリーンツーリズムの課題であろう。